

平成29年10月 木更津市教育委員会会議 会議録

1. 日 時 平成29年10月18日(水) 午後1時00分～午後2時20分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 多目的室B
3. 出席者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫
委員 武井 紀夫
委員 長谷部理絵
委員 吉田 一雄
委員 渡部 佳子

職 員

教育部長	堀切 由彦
教育部次長兼教育総務課長	岩埜 伸二
教育部参事兼施設課長	勝畑 成一
教育部参事兼文化課長	山口 玲子
教育部参事兼図書館長	渡邊 雅夫
教育部参事兼中央公民館長	石井 一彦
学校再編課長	岡田 正浩
学校給食課長	真戸原裕二
生涯学習課長	秋元 淳
まなび支援センター所長	齊藤 毅人
学校給食センター所長	地曳 俊雄
郷土博物館金のすず副館長	稲葉 昭智
学校教育課副課長	鈴木美代子
(会議事務局)	
教育総務課主幹	平野 和彦
教育総務課主事	萩原奈央子

4. 傍聴人数 0名(非公開議案なし)

5. 議 案

議案第29号 木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第30号 木更津市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第31号 木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

6. 報告事項 なし

7. 議事大要

○高澤教育長

定刻となりましたので、平成29年10月定例教育委員会会議を開催いたします。
会議録署名人には、吉田委員にお願いいたします。

また、前回9月の会議録につきましては、渡部委員と私が確認し、それぞれ署名をいたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

本日議題に供します議案は3件となります。

議案第29号「木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第30号「木更津市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第31号「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきましては、いずれも9月議会で可決されました条例の一部改正に伴う案件であることから、事務局から一括して提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第29号、議案第30号、議案第31号の提案理由を一括してご説明申し上げます。

本議案は、いずれも本市社会教育施設の使用料等の見直しに伴い、公民館等の使用料、特別利用料及び手数料の適正化を図るため、関係条例の一部改正をしたことにより関係する規則の整備をしようとする事について、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、それぞれの改正内容につきましてご説明いたします。

議案資料2ページをご覧ください。議案第29号「木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について」につきましては、2ページの別記第1号様式から、4ページの第5号様式までのとおり、各様式中の表を変更するものでございます。

主な改正箇所につきましては、木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、これまで無料または減免以外の団体・個人利用の場合の使用料を0歳児から徴収していたものを3歳未満を無料としたことから、それぞれの表中、使用人員の区分を「中学生以下」「その他の者」から「3歳未満」「3歳以上中学生以下」「その他の者」へ改め、また、北キャンプ場の施設からテントを削除するものでございます。

続きまして、議案資料15ページをご覧ください。議案第30号「木更津市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」につきましては、木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部改正により、公民館の使用料をこれまでの原則無料から、原則有料としたことに伴い、関連する条文を改正するものでございます。

18ページの新旧対照表をご覧ください。はじめに第8条につきましては、ただし書又は同条第3項の文言を削除するものでございますが、条例第10条第2項のただし書では、「陶芸用電気窯の使用者は使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない」と、また、条例第10条第3項では、「社会教育法第22条各号に規定する事業以外の目的に公民館を使用する場合に、使用料を納付しなければならない」と有料となる条件が定められておりました。しかし、今回の条例改正により原則有料となったことから、条例第10条第2項のただし書及び同条第3項が削除されたため、規則においても削除するものでございます。

また、関連する様式といたしまして、別記第1号様式及び第2号様式につきましても、15ページから17ページ、並びに19ページから22ページの新旧対照表のとおり各様式中の表を改正するものでございます。

続きまして、議案資料23ページをご覧ください。議案第31号「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきましては、木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部改正により、熟覧や撮影等の特別利用料を研究者等の学術的な研究に繋がることから無料としたため、関連条文を改正するものでございます。

26ページの新旧対照表をご覧ください。はじめに第9条第3項におきましては、特別利用料の無料化に伴い、「特別利用の許可を受けた者は、特別利用をしようとする日までに特別利用料を納付しなければならない」を削除し、「教育委員会があらかじめ特別利用を許可した場合は、当該申請書による申請又は当該決定通知書による通知を省略することができる」との文言を加えるものでございます。次に、第10条の特別利用申請の取下げにおきましては、特別利用料の納付の規定があったことから、許可後の取下げの申請を7日前までに特別利用許可取下げ申請書により行い、その許可・不許可を通知しておりましたが、利用料を無料としたことから手続を簡略化し、特別利用中止届出書の提出のみへと改めるものでございます。この改正に伴い、同条第2項の特別利用許可取下げ許可決定通知書または不許可決定通知書の通知に関する規定を削除するとともに、同条第3項の特別利用の取下げを行った場合における利用料還付の規定も削除するものでございます。次に、第20条につきましては、特別利用料の減免を規定している条文であることから、同条を削除し第21条以下をそれぞれ1条ずつ繰り上げるものでございます。

また、その他様式におきましても、本文の改正にあわせ、改正するものでございます。改正箇所につきましては、23ページの下段から24ページ、新旧対照表は28ページから43ページとなりますので、恐れ入りますがお手元の資料でご確認をお願いいたします。なお、これらの規則は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、3件の議案につきまして事務局から提案理由等の説明がありましたが、議案第30号「木更津市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、公民館の減免措置についてあわせて補足の説明をお願いいたします。

○秋元生涯学習課長

9月議会にて公民館の有料化について可決されたところでございますが、今後、減免措置が課題となりますので、その考え方につきまして、現在生涯学習課にて検討を進めている内容をご説明させていただきます。

まず、基本的な考え方についてでございますが、市の使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、受益者負担の公平性・公正性を確保するという観点から、使用料の減額または免除は真にやむを得ないものに限定するものでございます。

また、減免措置につきましては全額免除という中で、免除団体のみを規定するものと考えております。

次に、免除団体の区分でございますが、大きく分けまして「公共又は公益の目的で利用する場合」「市及びその関係機関、国・県・地方自治体が公共の目的で利用する場合」「その他教育委員会が公益上特に必要と認める場合」といたします。「公共又は公益の目

的に利用する場合」につきまして、1つは、広く地域振興を目的とした公益的な活動をしている団体として、自治会や町内会、消防団や交通安全協会等が利用する場合でございます。2つめといたしまして、市内幼稚園、学校及び公的教育団体が利用する場合があります。3つめといたしまして、社会教育団体として広く地域住民のために行われる学習・文化・スポーツ活動を推進する団体や、青少年健全育成を目的とする団体が利用する場合があります。4つめといたしまして、社会福祉団体として、広く地域福祉の推進を図ることを目的とする団体が利用する場合、この4つを基本的な考え方とするものでございます。なお、いずれにおきましても、その団体の主たる目的が前述の内容に当てはまる場合に免除とするものであり、団体の活動目的が公益的なものであっても、構成員の親睦を目的とするものや、趣味や余暇活動として行われるものは除くものとしたします。例えば老人クラブの定例会等につきましては免除対象となりますが、忘年会などの親睦を目的とする内容につきましては、免除にはならないという考え方でございます。なお、現段階では例のみでございますが、実際には該当団体等を全て掲載した一覧表を作成し、全公民館にて同じ判断ができるようにしていきたいと考えております。

今後でございますが、現在市役所の各課に照会をかけており、該当団体の洗い出しを進めております。また、社会教育会議や公民館運営審議会、このあとに予定しております公民館長会議等の場においてご意見等を伺いながら、年内中を目途に木更津市立公民館使用料の減免にかかる審査基準を整備してまいりたいと考えております。なお、審査基準の整備にあたっては、改めて教育委員の皆様にもお諮りをしてまいります。

現在、概ね900から1,000の団体が年間で公民館を利用しておりますが、そのうち免除にあたる団体として、100団体ほどが該当するものと考えております。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

3件の議案及び公民館の減免措置について、一括した中でご質問はございますでしょうか。

○渡部委員

減免の内容の確認ですが、減免措置は免除のみで、減額する団体はないということでしょうか。

○秋元生涯学習課長

減額についてはなしとし、免除のみとしております。

○武井委員

キャンプ場の使用料につきまして、3歳未満は無料となったとのことですが、年齢確認については自己申告なのか、あるいは書類等の提示が必要となるのか、どちらでしょうか。

○秋元生涯学習課長

申請者の自己申告によるものと考えております。

○武井委員

公民館の使用料についてですが、例えばある団体から講演会等の講師依頼をいただき、公民館で講師等をした場合の使用料はどのようになるのでしょうか。

○秋元生涯学習課長

公民館を利用した学習講座等につきましては免除の対象外となりますので、使用料を納付していただくこととなります。また、使用料につきましては参加者個人にかかるものではなく、団体ごとの納付となります。そのため、いま例示いただいたような場合、依頼された講演会等において講師の方が個人で使用料を納付いただくというようなことはございません。

○武井委員

例えば、これは私どもが実際にいま行っていることですが、保健医協会というものがございまして、その協会が病気の講話や講演会の開催をしております。その場合は、保健医協会側が使用料を納付しなければならないのでしょうか。

○秋元生涯学習課長

現在、調査段階ではございますが、公益の目的の団体、講演会等と判断されれば、免除対象となります。また、おそらく市内各団体や公民館からの依頼があつての講演会と思われませんが、市内各団体からの依頼であれば、使用料等の納付は依頼元の団体へ、また公民館からの依頼であれば、公民館の主催事業となりますので、協会へ使用料の納付をお願いするということはございません。

○高澤教育長

他にご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

○渡部委員

19ページから20ページにかけての公民館使用許可申請書の新旧対照表ですが、「使用内容（日程等）」という項目がありますが、新様式の場合は日程等がかなり細かく書けるように改正されております。であれば、「使用内容（日程等）」の項目は不要とはならないのでしょうか。

○秋元生涯学習課長

本様式につきましては、今まで1枚の申請書につき、1か月分まで申請ができるものとしておりました。しかしながら記載のマスが1行のみであり書きづらい、また、日ごとの使用状況に伴い、毎回同じ部屋が使用できるとは限らないといったことから今回の改正にあわせ、様式の見直しをしたものでございます。

なお、「使用内容（日程等）」につきましては、細かいタイムスケジュール等を記載する場合等に使用していたものであり、上記の日程を記載するものとは別の用途で使われておりますので、現状の仕様を残したものととなります。

○高澤教育長

その他ご意見がなければ、採決に移ります。なお、採決につきましては、議案ごととさせていただきます。まず、議案第29号「木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第30号「木更津市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則の

制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第31号「木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項でございますが、本日の報告事項はございません。

続きまして、その他の事項につきまして、説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・平成29年度教育費12月補正予算要求について

説明：岩埜教育部次長、真戸原学校給食課長、秋元生涯学習課長、石井教育部参事兼中央公民館長

- ・学校給食費徴収方法について

説明：真戸原学校給食課長

- ・学校給食調理業務委託について

説明：真戸原学校給食課長

- ・平成29年度 公民館文化祭（まつり）について

説明：石井教育部参事兼中央公民館長

○高澤教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

＜意見等なし＞

○高澤教育長

ほかになければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、11月の定例教育委員会会議につきましては、11月9日（木）午後1時から、市役所朝日庁舎会議室Bで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○高澤教育長

以上をもちまして、平成29年10月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員